

# 令和4年度 社会福祉法人尚生会グリーンハウスいずみ

## 生活介護 利用料金表

	算定内容	算定対象	単位	利用者自己負担額
1	生活介護サービス	障害支援区分6	1,288単位/日	費用の1割但し、本人の月額上限負担まで
	(基本額)	障害支援区分5	964単位/日	
	利用定員が20人以下	障害支援区分4	669単位/日	
		障害支援区分3	599単位/日	
		障害支援区分2以下	546単位/日	
2	初期利用加算	年間30日まで算定	30単位/日	
3	欠席時対応加算	月4回	94単位/回	
4	食事提供体制加算	食事提供体制加算対象者	30単位/日	
5	送迎加算Ⅱ	送迎利用者	10単位/片道	
6	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	1～5の総単位数の4.4%		
7	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1～5の総単位数の1.3%		
8	福祉・介護職員等臨時特例	1～5の総単位数の1.1%		

※費用は、1～7の総単位数×10.18円で、月ごとに計算します。

笠間市地域区分7級地

定率負担額に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる1割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限管理が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税で所得16万未満	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

### ◆ 介護給付対象外サービスに関する利用料金(実費負担額)

#### (1) 食費、おやつ代

	内容	料金
1	食費(食事提供の材料部分)	300円/回
2	食費(食事提供の人件費部分) 食事提供体制加算の対象者は除きます(かかりません)	600円/日
3	おやつ代	500円/月
4	創作的活動費	300円/月
5	日用品	200円/月

※介護給付対象外サービスは、月額上限負担額の対象ではありません。

### ◆ 利用料金支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者の翌月10日までに請求致します。

請求月の20日に、指定口座から自動支払い(口座引落)になります。

20日が土日祝日の場合は、その後の営業日の引落としとなりますので

ご注意ください。